

※この法令は廃止されています。

### 平成十三年経済産業省令第四百四号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第三十七条、第三十八条第一項及び第四項並びに第五十条の規定に基づき、独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令を次のよう

に定める。  
(独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産)

第一条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額が五十万円以上のもの（その性質上通則法第十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。）

#### （会計の原則）

第一条の二 通則法第三十七条の規定により定める日本貿易保険の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

第二 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第三 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三 経済産業大臣は、日本貿易保険が業務のため保有し又は取得しようとしている有形

固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額（以下この条において「除去費用等」という。）についてその除去費用等に対する省令

に定める。

（独立行政法人通則法第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産）

（独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第八条第三項に規定する主務省令で定める重要な財産は、その保有する財産であつて、その通則法第四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十条第一項の中期計画の認可に係る申請の日。以下この条において同じ。）における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額が五十万円以上のもの（その性質上通則法第十六条の二の規定により処分することが不適当なものを除く。）その他経済産業大臣が定める財産とする。）

#### （会計の原則）

第一条の二 通則法第三十七条の規定により定める日本貿易保険の会計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

第二 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

第三 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

（対応する収益の獲得が予定されない資産除去債務に係る除去費用等）

第一条の三 経済産業大臣は、日本貿易保険が業務のため保有し又は取得しようとしている有形

ハ 予算及び決算の概要  
ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

（財務諸表の内訳）

（財務情報及び業務の実績に基づく説明）

（事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（日本貿易保険を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。）

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合に、当該譲渡取引を指定すること）

（財務諸表）

（貸借対照表及び損益計算書の様式）

（第二条の二 日本貿易保険に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。）

（事業報告書の作成）

（第二条の三 日本貿易保険に係る通則法第三十八条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。）

（第二条の一 日本貿易保険に係る貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式により作成しなければならない。）

（第三条 日本貿易保険に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。）

（会計監査報告の作成）

（第四条 通則法第三十九条第一項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるとところによる。）

（第二条の二 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならぬ。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。）

（第二条の三 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表及び同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に当たり意思疎通を図るべき者）

（第二条の二 会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表及び同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を作成しなければならない。）

（第二条の三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の二十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の三十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の四十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の五十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の六十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の七十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の八十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の九十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百二十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十一 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十二 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十三 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十四 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十五 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十六 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十七 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十八 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百三十九 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百四十 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百四十ー 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百四十ーー 会計監査人の監査の方法及びその内容）

（第二条の一百四十ーーー 会計監査人の監査の方法及びその内容）</p



第2 稽核計算書		月 日から 年 月まで) 稽核計算書
	日	金額
被稽核者		
販賣部受取金 正味支払保証金 保證金 貢金会員会員費 貢金会員会員費(定期預入金) 貢金会員会員費 支拂金 有価証券売却益 有価証券売却損 為替差益 その他		
被稽核部門		
販賣部 正味支払保証金 保證金 貢金会員会員費 貢金会員会員費(定期預入金) 貢金会員会員費 支拂金 有価証券売却益 有価証券売却損 為替差益 事務費 販賣部管理費 文書料 その他会計費用	△	
被稽核課		
販賣部 正味支払保証金 保證金 貢金会員会員費 貢金会員会員費(定期預入金) 貢金会員会員費 支拂金 有価証券売却益 有価証券売却損 為替差益 事務費 販賣部管理費 文書料 その他会計費用		
被稽核課		
販賣部 正味支払保証金 保證金 貢金会員会員費 貢金会員会員費(定期預入金) 貢金会員会員費 支拂金 有価証券売却益 有価証券売却損 為替差益 事務費 販賣部管理費 文書料 その他会計費用		

- 1 次の事項を記載すること。
  - (1) 正味支払保険料の計算上差し引かれた支払再保険料の額
  - (2) 正味支払保険料の計算上差し引かれた回収再保険料の額
  - (3) 保険金見取り率等の算出結果
- 2 算出された保険料の割合を明らかにするため必要な旨を記すには、この様式に開示する。
  - (1) 保険料の割合
  - (2) その他の算出する項目を記して資料する欄に記入すること。
- 3 平成11年4月27日の中央会議及び基準部会部会に基づき行われた独立行政法人の実施する研究の成績として公表された基準に基づき、必要な余計額情報を記すこと。